二　前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］

8　法第十一条の六十六第一項第八号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第四十四条第一項第一号において同じ。）であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　当該農業協同組合連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ　当該株式会社に当該農業協同組合連合会又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

9　第五項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十一条の六十六第一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第七号」と読み替えるものとする。

11　第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十一条の六十六第一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第八号」と読み替えるものとする。

二　前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与していること。

イ　官公署
ロ　商工会又は商工会議所
ハ　イ又はロに準ずるもの
ニ　弁護士又は弁護士法人
ホ　公認会計士又は監査法人
ヘ　税理士又は税理士法人
ト　次条第二項第十六号に掲げる業務を営む会社（当該農業協同組合連合会の子会社等（第十条第二項に規定する子法人等及び同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）以外の会社に限る。）

［項を加える。］

9　第六項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10　前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第十一条の六十六第一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第六号の二」と読み替えるものとする。

［項を加える。］